

学生防犯ボランティア支援物品の提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県内で学生の自主防犯活動団体の結成及びその活動の継続を支援するために、自主防犯パトロールをこれから実施しようとする学生防犯ボランティア活動団体（以下「団体」という。）に対し、必要な物品を提供することを目的とする。

(対象団体)

第2条 物品の提供対象団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内の大学（短期大学・専門学校含む）に在籍又は県内に居住する大学生で構成される団体
- (2) 月1回以上の定期的なパトロール活動が見込まれること

(提供物品)

第3条 県は、1団体の申請に対して、予算の範囲内でジャンパー・ベスト・帽子など団体が専ら自主防犯活動に使用する物品（以下、「物品」という。）を提供する。ただし、他の自治体等から同等の支援を受けている場合、提供しないことができる。

(提供物品の維持管理等)

第4条 前条に掲げる物品については、物品の提供を受けた団体が適切に維持管理することとし、物品の使用及び修理等に関する経費は、当該団体の負担とする。

(物品提供希望の申請)

第5条 団体が物品の提供を受けようとする場合は、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長（以下「課長」という。）に対して、学生防犯ボランティア活動団体届及び防犯ボランティア物品提供申請書を提出するものとする。

- 2 学生防犯ボランティア活動団体届の様式は様式第1号のとおりとする。
- 3 防犯ボランティア物品提供申請書の様式は様式第2号のとおりとする。

(申請方法)

第6条 対象団体は、第2条第1号の要件が確認できる書類を添付し、前条に定める書類一式を県に対して申請するものとする。

(物品提供の決定及び通知)

第7条 課長は、物品の提供の申請があつた場合、当該申請書類の審査を行い、物品を提供すべきものと決定したときは、団体に対して通知し、物品を提供

する。

- 2 課長は、前項の審査の結果、物品を提供しないと決定したときは、申請団体に対して、理由を付して通知する。
- 3 課長は、必要に応じて活動区域を管轄する市町村および警察署から意見を求めることができる。
- 4 通知の様式は、第1項の場合は様式第3号、第2項の場合は様式第4号のとおりとする。

(物品の受領)

第8条 団体が物品を受領した場合、受領書を県に対して、提出するものとする。

- 2 受領書の様式は様式第5号のとおりとする。

(物品の用途の制限)

第9条 団体は、提供された物品を防犯パトロール活動以外の目的に使用してはならない。

- 2 課長は提供した物品の使用に関し、必要な範囲において、調査し、又は報告を求めることができる。

(学生防犯ボランティア活動団体の解散)

第10条 団体が解散するときは、学生防犯ボランティア活動団体解散届を課長に提出するものとする。

- 2 学生防犯ボランティア活動団体解散届の様式は、様式第6号のとおりとする。

(物品の返却)

第11条 課長は団体が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、提供した物品の返却を求めることができる。

- (1) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な行動をした場合。
- (2) 団体を解散した場合。ただし、提供後1年を経過した対象団体は除く。
- (3) その他、社会通念上、団体としてふさわしくない行為をした場合。

(名簿の作成)

第12条 県は、第7条により団体について、提供団体名簿（以下、「名簿」という。）を作成し、管理する。

- 2 名簿の様式は様式第7号のとおりとする。

(事務処理)

第13条 装備品提供に関する事務は、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課において行う。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。